

# 野田市岩木小学校老人デイサービスセンター重要事項説明書

(指定通所介護事業／介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業)

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 野田みどり会
- (2) 法人所在地 千葉県野田市鶴奉270番地の5
- (3) 電話番号 04-7121-2131
- (4) 代表者氏名 理事長 遠山 康雄
- (5) 定款に定めた事業 ①特別養護老人ホームの経営  
②複合老人ホーム野田市楽寿園  
(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム)の受託経営  
③老人デイサービス事業の経営  
④野田市岩木小学校老人デイサービスセンターの受託経営  
⑤老人短期入所事業の経営  
⑥老人居宅介護事業の経営  
⑦障がい者福祉サービス事業の経営  
⑧相談支援事業の経営
- (6) 施設・拠点等
- |           |     |
|-----------|-----|
| 特別養護老人ホーム | 3か所 |
| 短期入所生活介護  | 2か所 |
| 通所介護      | 2か所 |
| 訪問介護      | 1か所 |
| 居宅介護支援    | 1か所 |
| 養護老人ホーム   | 1か所 |
| 地域包括支援    | 1か所 |
| 共同生活援助    | 1か所 |
| 短期入所      | 2か所 |
| 一時支援      | 2か所 |
| 相談支援      | 1か所 |
| 就労継続支援B   | 1か所 |
| 生活介護      | 2か所 |

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所(千葉県 第 1271301341号)
- (2) 事業所の名称 野田市岩木小学校老人デイサービスセンター
- (3) 事業所の所在地 千葉県野田市岩名2丁目12-1
- (4) 電話番号 04-7129-0137
- (5) 責任者 管理者
- (6) 当事業所の運営方針 介護保険制度に基づく「指定通所介護等事業所運営規程」を遵守し、かつ野田市老人保健福祉計画に基づき、「住み慣れた、自然豊かな野田において、安心でき、生きがいをもって生活できるように、一貫性のある保健福祉サービスを総合的に提供すること。」を基本理念に事業を展開するなかで、質の良いサービスの提供に努力する方針です。
- (7) 利用定員 25人

## 3. 事業実施地域及び営業日時

- (1) 通常の事業の実施地域 野田市全域

## (2) 営業日及び営業時間

営業日・受付時間	月～土	8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土	9時15分～16時00分
休日	日曜日	年末年始 12月31日～1月3日

## 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の各種の職員を配置しています。

〈職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人数	職務内容
1. 管理者	1名	責任者として事業所を管理します。
2. 生活相談員	1名以上	利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
3. 介護職員	4名以上	利用者の日常生活のお世話をいたします。
4. 看護職員	1名以上	利用者の健康管理及び、健康指導を行います。
5. 機能訓練指導員	1名以上	利用者の日常生活に必要な機能訓練を行います。
6. 運転員	1名以上	送迎車輛の運転業務を行います。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、「利用料金が介護保険の適用を受けられる場合」と「利用料金の全額を利用者にご負担していただく場合」があります。

### (1) 当事業所が提供する基準介護サービス

#### 〔サービスの概要〕

- ①食事（居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。但し、食費は別途いただきます。）
  - ・当事業所では栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
  - ・利用者の自立支援のため離床してフロアにて食事をとっていただくことを原則としています。
- ②排泄
  - ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ③機能訓練
  - ・日常の動作に支障のある方については、それぞれの利用者に応じた訓練を行います。
  - ・特に体操やゲーム等の娯楽器具を利用する等により、利用者の負担を押さえ、楽しみながら効果のある訓練方法に配慮します。
- ④送迎
  - ・利用者の希望により、ご自宅（道路の事情によりご自宅付近となる場合もあります）と事業所間の送迎サービスを行います。車輛の運行については、常に安全運転に心がけ交通事故等の発生を防止します。送迎時刻に関しては、事前にお知らせします。但し、通常の事業実施地域外からの利用の場合は、交通費を実費でご負担いただきます。
- ⑤健康管理
  - ・看護職員が、健康管理を行います。
  - ・来園時および入浴前の健康チェックを励行し、また日中における利用者の状況観察や服薬の管理等を行います。
- ⑥生活相談
  - ・食事、洗面、入浴、清拭、着脱衣等について、利用者に応じた在宅生活の相談、支援を行います。
- ⑦そのほか自立への支援
  - ・介護保険法の理念である「自立支援」を促すため、利用者の生活・人生を尊重してできる限り自立した生活が送れるよう支援します。

#### 〔サービス利用料金〕（契約書第5条参照）

- ①事業者は、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額をお支払いいただきます。

②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにします。

## (2) 介護保険の適用とならないサービス (契約書第4条参照)

別紙サービス利用基本料金表に基づき、全額がご利用者の負担となります。

### 〔サービスの概要〕

#### ①食事の提供 (食費)

・利用者へ提供する食事にかかる費用です。

#### ②レクリエーション、クラブ活動

・利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。  
・参加料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ③複写物・写真の交付

・利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には有料となります。  
・写真については、事業所にてお渡しするものについては、無料となります。その他利用者の希望により、焼き増しや引き伸ばしをする場合にのみ有料となります。

#### ④日常生活上必要となる諸費用実費

・日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者へ負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

## (3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

①毎月、20日までに前月分の請求書を発行いたします。請求のあった月の末日までにお支払いください。お支払い確認後に、領収書を発行いたします。

②お支払い方法は、銀行等指定口座からの引き落としの方法とさせていただきますが、「銀行振込」・「現金支払い」等をご希望の方はご契約の際にお申し出ください。

## (4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第6条参照)

①利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

②サービス提供日の午前8時30分までに通知することなく、利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
サービス提供日の午前8時30分までに申し出がなかった場合	630円

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、又、他の利用可能日時を契約者に提示し協議します。

## 6. 契約を終了する場合

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、利用者との契約を終了することとなります。

①利用者が死亡した場合

②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥利用者から契約終了の申し出があった場合

⑦事業者から契約終了の申し出があった場合

### (1) 利用者からの契約終了の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から当事業所へ契約終了を申し出ることができます。その場合には、終了を希望する7日までに申し出てください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、契約を終了することができます。

- ①介護保険適用外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が連続して3ヶ月を超えて介護保険施設又は病院等に入所もしくは入院すると見込まれる場合、もしくは入所・入院した場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

**(2) 事業者からの申し出により契約を終了する場合**

以下の事項に該当する場合には、当事業所との契約を終了していただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告にもかかわらず30日以内に支払わない場合（この場合、1ヶ月の予告期間をおいて文書にて通知いたします。）
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が連続して3ヶ月を超えて介護保険施設又は病院等に入所もしくは入院すると見込まれる場合、もしくは入所・入院した場合

**7. 苦情の受付について**

○当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情担当窓口 担当者： 管理者

苦情解決責任者 責任者： 高齢者支援事業部長 電話： 04-7121-2131

○当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

市町村： 野田市役所高齢者支援課 電話： 04-7125-1111

**8. 非常災害対策について**

- (1) 非常時の対応 ・防災計画書、消防計画書により対応いたします。
- (2) 防災設備 ・自動火災報知機設備 屋内消火栓
- (3) 防災訓練 ・年3回の防災訓練を実施いたします。
- (4) 防火責任者 ・管理者

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 千葉県野田市岩名2丁目12-1  
 名 称 社会福祉法人野田みどり会  
 野田市岩木小学校老人デイサービスセンター  
 説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印